

周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務
仕様書

周防大島町

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 業務の目的.....	1
第2節 業務の名称.....	1
第3節 業務の期間.....	1
第4節 適用の範囲.....	1
第5節 成果品の審査.....	2
第6節 成果品.....	2
第7節 納品先.....	3
第8節 その他 留意事項	3, 4
第2章 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務...	5, 6, 7
第3章 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務.....	8
第1節 周防大島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定案）の作成.....	8
第2節 周防大島町気候変動適応計画（案）の作成	9
第3節 周防大島町地球温暖化対策実行計画（案）の作成.....	9
第4節 パブリックコメントの実施支援.....	10

第1章 総 則

第1節 業務の目的

本業務の目的は、周防大島町（以下「周防大島町」という。）において、将来にわたる持続可能な社会を実現するため、地域の特性を踏まえた実効性の高い地球温暖化対策実行計画を策定することである。この計画策定を通じて、地域課題の解決や新たな価値の創出を図るとともに、町民・事業者・関係団体との連携を強化し、地域全体で取り組む体制を構築することを目指すこととする。また、国の政策や最新の知見を踏まえ、具体的かつ効果的な対策を示すことで、本町の地球温暖化対策を推進し、より良い未来へと繋げることを目指すこととする。

「周防大島町地球温暖化対策実行計画」は、本町区域の温室効果ガス排出量の削減目標や再生可能エネルギーの導入目標等を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進等について定める「周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を整理するとともに、庁内の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等のための措置を取りまとめた「周防大島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定、区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図る「周防大島町気候変動適応計画」の3つの計画を統合した計画とする。

第2節 業務の名称

周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

第3節 業務の期間

本業務の契約にあたっては、次の2業務に分割する。

- (1) 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務
契約締結日の翌日から令和8年1月30日までとする。
- (2) 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務
契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

第4節 適用の範囲

本仕様書は、本町が実施する「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務」に適用するものであり、受託者が本業務を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

業務の内容及び範囲は第2章及び第3章のとおりとする。

第5節 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に本町の成果品審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示された時は、直ちに訂正を受託者の負担において行わなければならない。
- (2) 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う成果品の瑕疵が発見された場合は、本町の指示に従い直ちに修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行わなければならない。

第6節 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとする。
 - ア 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務報告書（A4版縦サイズ、横書き、カラー） 1部
 - イ 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務報告書 概要版（A4版縦サイズ、横書き、カラー） 1部
 - ウ 電子媒体（周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務の内容を含んだもの） 1式（DVD-R等）
 - エ 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務報告書（A4版縦サイズ、横書き、カラー） 1部
 - オ 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務報告書 概要版（A4版縦サイズ、横書き、カラー） 1部
 - カ 電子媒体（周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務の内容を含んだもの） 1式（DVD-R等）
- (2) 成果品の電子データの形式については以下のとおりとする。
 - ア Microsoft社 Windows10以上で表示可能なものとする。
 - イ Microsoft Office Excel、Word又はPowerPointいずれかで作成したものと及びPDFファイルとする。
- (3) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠及び所有権（以下「著作権等」という。）は、本町が保有するものとする。
- (4) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- (6) 本業務において作成した成果品は、すべて本町に帰属するものとし、受託者は本町の許可なく使用、複製及び流用してはならない。

第7節 納品先

周防大島町役場 産業建設環境部 生活衛生課（山口県大島郡周防大島町大字久賀5134番地）

第8節 その他 留意事項

- (1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本町と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行い、仕様に基づいた計画を作成し、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (2) 本業務に従事する者は、業務の遂行を十分になし得る知識及び経験並びに能力を有する者とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、「周防大島町個人情報の保護に関する法律施行条例」等を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務を実施するにあたり、必要な資料の収集は、原則として受託者が行うこととする。ただし、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議の上、貸与を受けることとする。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、本町に提出し、業務完了と同時に返納しなければならない。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受託者の責任において復旧することとする。
- (6) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたり、最新の地球温暖化対策計画、気候変動適応計画、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル、地域気候変動適応計画策定マニュアル、地域脱炭素ロードマップ等を熟読し、周防大島町の地域特性を配慮した調査を行うものとする。
- (8) 本業務の遂行にあたって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として、受託者の負担とする。
- (9) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、本町と協議し、これを定めるものとする。
- (10) 本業務のうち、「周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務」は、環境省補助事業である「令和6年度（補正予算）及び

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の趣旨を十分に理解し、同補助事業の交付規程及び公募要領等に適合するように実施することとする。また、補助金適正化法についても十分に理解した上で業務を実施することとする。なお、本業務は、補助金の交付に至らなかった場合には事業規模を縮小する場合がある。環境省補助の性質上、当該業務は将来における本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を前提としており、本業務の成果品の提出にあたっては同計画の策定素案となり得る形を取ることとする。

第2章 周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務

周防大島町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）策定支援業務の業務内容を定める。なお、本業務の遂行にあたっては、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）（第1号事業）」の補助要件等に準じて実施するものとする。

1. 基本的事項の整理

国及び山口県の計画や本町の総合計画等の上位計画、関連計画等を踏まえたうえで、計画策定の目的、位置づけ、計画期間、計画の対象範囲といった基本的事項の整理を行う。

2. 基礎情報の収集、現状分析

各種文献資料等により、本町の自然的・経済的・社会的状況を整理するとともに、温室効果ガスの排出量削減のための取組状況を整理し、現状分析を行う。また、現状を分析したうえで課題を抽出し、整理する。

3. 町民及び事業者へのアンケート調査

町民、事業者を対象にアンケート調査を実施し、地球温暖化に対する関心や再エネ導入に関する事項、省エネ行動等の状況を把握し、将来ビジョンや再エネ導入目標、温室効果ガス排出量の削減目標の検討等に必要となる情報を把握する。

【調査対象】

町 民：1,000 世帯

事業所：478 事業所（周防大島町商工会の全会員事業者）

【調査票等の印刷】

- ・調査票及び依頼文は、受託者が作成する。
- ・タックシール（宛名）は、町が作成する。
- ・封入作業は、受託者が行う（調査票、依頼文、返信用封筒）
- ・発送用封筒の準備は町、返信用封筒の準備及び発送用・返信用封筒の印刷は受託者が行う。
- ・郵送料は、発送用及び返信用ともに受託者の負担とする。

4. 温室効果ガス排出状況（現況・将来）の推計

温室効果ガス排出量の現況推計を行い、2050年度までの温室効果ガス排出量の将来推計を行う。

将来推計は、排出削減に向けた追加的な対策による削減効果を見込まない場合（BAU 推計）と 2050 年のカーボンニュートラルの実現を見据えた追加的な対策を実施した場合など、複数の推計を行う。

5. 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

2050 年のカーボンニュートラルを実現した本町の将来ビジョン・脱炭素シナリオについて検討する。将来ビジョンの検討にあたっては、総合計画等の関連計画や本町の課題を踏まえ、2050 年のカーボンニュートラルの実現に必要な技術・施策・事業・行動変容等について検討、整理する。

脱炭素シナリオの検討においては、アンケート調査等を踏まえ、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた再エネ導入に係る施策や省エネ対策、吸収源対策等の追加的な対策を検討する。検討した対策と排出量推計を踏まえ、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素シナリオとして整理する。

6. 温室効果ガス排出量の削減目標の検討

将来ビジョン・脱炭素シナリオに基づいた本町の温室効果ガス排出量の削減目標を検討する。

7. 再生可能エネルギーに関する検討

本町内における再生可能エネルギーの導入ポテンシャル量について整理するとともに、再エネ導入に向けた課題や、現状の課題等についても整理する。また、本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル等を踏まえ、再生可能エネルギーの導入目標を検討する。導入目標は 2050 年を最終年度とし、中期目標も設定する。

8. 施策及び指標等の検討

将来ビジョンを実現するための施策として、環境・社会・経済の統合的な課題解決の観点も踏まえた施策を検討する。また、優先的に取り組むべき施策については重点施策として検討する。

9. 推進体制、進捗管理、公表方法等の検討

町民・事業者・町の各主体が相互に連携し、一丸となって実行計画を推進していくための体制について、現況を踏まえて検討を行うこと。また、計画の進捗管理について、今後継続的に実施が可能な手法及びその公表方法等について、検討し、マニュアル等を作成すること。進捗管理について、専門知識がなくても入力作業が行え、町職員自らが将来のデータ更新も可能なものにする。

10. 区域施策編（案）の作成

以上の検討結果を踏まえ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）を作成する。

11. 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定委員会（仮称）の開催・運営支援

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあたっては、地域関係事業者などを委員とする「周防大島町地球温暖化対策実行計画策定委員会（仮称）（以降「策定委員会（仮称）」という。）」に意見を聴取することとする。受託者は、策定委員会（仮称）の開催（3回の開催を想定）にあたり、本町の指示の下、会議資料の作成、会議への出席及び必要に応じて説明を行い、進行の補助を行う。また、会議の都度、その内容に対する議事録を作成して本町の確認を受けるものとする。

受託者と本町の打合せ・協議の内容は、協議記録として受託者が取りまとめ、受託者と本町が確認の上、双方が保管するものとする。

第3章 周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

周防大島町地球温暖化対策実行計画策定支援業務の業務内容を定める。

第1節 周防大島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定案）の作成

1. 基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、対象範囲等、以下に示す基本的事項を検討する。

（1）計画策定の背景及び目的

計画の策定にあたり、地球温暖化問題に関する国内外の動向のほか、計画策定の根拠や目的を整理する。

（2）計画の対象範囲

本町の事務及び事業において対象となる事務及び事業の範囲や温室効果ガスの種類を選定し設定する。

（3）計画の期間、基準年度の設定

国の計画や関連計画を踏まえ計画期間、基準年度を設定する。

（4）上位計画や関連計画の位置付け

温対法その他、国等の関連計画を踏まえ、計画の位置付けを明確にする。

2. 基礎データの整備及び温室効果ガス総排出量の把握

（1）温室効果ガス総排出量算定に向けた準備

温室効果ガス総排出量算定の基礎データとして、排出量算定に必要な活動区分の整理、対象とする公共施設を選定する。

（2）活動量調査票の作成

温室効果ガス総排出量算定に必要な活動量調査票を作成する。

（3）活動量集計及び温室効果ガス総排出量算定

「（2）活動量調査票の作成」で作成した活動量調査票に基づき、活動量の集計及び温室効果ガス総排出量の算定を行う。ただし、活動量調査票の配布回収は本町が行う。

温室効果ガス総排出量の算定にあたっては、調査票で得られた各活動量を集計し、法で定められた最新の排出係数を使用し算定すること。

3. 温室効果ガス総排出量の削減目標の検討

国の計画等を踏まえ、本町の事務事業に係る削減目標を検討し設定する。

4. 目標達成に向けた具体的な措置の検討

「3. 温室効果ガス総排出量の削減目標の検討」で掲げる温室効果ガス削減目標を達成するため、全庁的に職員が実施すべき施策・取組を検討し、整理する。

5. 進捗管理体制の検討

温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策・取組の実施・運用、点検・評価を確実に推進できる体制を検討する。

6. 事務事業編（改定案）の作成

以上の内容を踏まえ、周防大島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（改定案）を作成する。

第2節 周防大島町気候変動適応計画（案）の作成

1. 基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、対象範囲等、以下に示す基本的事項を検討する。

(1) 計画策定の背景及び目的

本計画の策定にあたり、気候変動問題に関する国内外の動向のほか、計画策定の根拠や目的を整理する。

(2) 計画の期間、基準年度の設定

国の計画や関連計画を踏まえ計画期間、基準年度を設定する。

(3) 上位計画や関連計画の位置付け

気候変動適応法その他、国等の関連計画を踏まえ、計画の位置付けを明確にする。

(4) 基礎情報の収集、現状分析

各種文献資料等により、本町の自然的・経済的・社会的状況を整理するとともに、区域の気候・気象（気温、降水等）の特徴や、これまでの変化及び将来の予測についての情報を整理する。

2. 気候変動影響の整理

これまでに、気候の変化や気象現象（高温、大雨等）によって生じたと考えられる影響の整理を行うとともに、将来想定される気候変動影響の情報を収集し、整理する。

3. 気候変動影響の評価

各分野の気候変動影響の評価を実施し、本町において優先度の高い分野や項目を特定する。

4. 気候変動適応に係る施策の検討

本町において優先度の高い気候変動影響を対象に、施策を検討する。

5. 進捗管理体制の検討

気候変動適応に係る施策・取組の実施・運用、点検・評価を確実に推進できる体制を検討する。

6. 気候変動適応計画（案）の作成

以上の内容を踏まえ、気候変動適応計画（案）を作成する。

第3節 周防大島町地球温暖化対策実行計画（案）の作成

第2章及び第3章第1節、第2節において、作成した計画（案）について、一つの計画として統合する。

第4節 パブリックコメントの実施支援

計画書原案の作成後に、町民等へ広く意見を聴取するため、パブリックコメントの実施を支援する。パブリックコメントに必要な資料として、掲載用原稿（素案）の作成及び回答の支援を行う。また、寄せられた意見は、必要に応じて実行計画へ内容を反映する。

【 担当部署 】

周防大島町 産業建設環境部 生活衛生課 生活衛生班
〒742-2301 山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地
電 話 0820-79-1012
F a x 0820-79-1022
E-mail seikatsu@town.suo-oshima.lg.jp